

6センチメートル	↑ 3.5センチメートル ↓	写    真	2.5センチメートル ←	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入調査員身分証明書</p> <p style="text-align: center;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、山形県青少年健全育成条例第25条第1項及び第2項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: left;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 氏 名 印</p>
9センチメートル				

6センチメートル	<p style="text-align: center;">山形県青少年健全育成条例抜粋</p> <p>(立入調査等)</p> <p><b>第25条</b> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。(1)興行が行われている場所(2)図書類等の販売又は貸付けを業とする者の営業の場所(3)広告物の広告主又はその管理者の営業の場所(4)図書類等が収納されている自動販売機等の設置場所(5)携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所(6)遊技営業等の場所</p> <p>2 知事又は公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察職員に、無店舗型電話異性紹介営業の営業所、電話異性紹介営業利用カードの販売所又は電話異性紹介営業利用カードが収納されている自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。</p> <p>3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による権限を行使する職員又は警察職員は、規則又は公安委員会規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
9センチメートル	